（自己保有普通出資等に係る経過措置）

第八条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第二項及び第十四条第一項の規定の適用については、新告示第五条第二項中「（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）」とあるのは「（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第四項及び第五項において同じ。）又は適格旧資本調達手段（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成二十五年金融庁厚生労働省告示第一号）附則第二条第一項に規定する適格旧資本調達手段をいう。第四項並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）」と、新告示第十四条第一項中「（普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）」とあるのは「普通出資（同条第三項に規定する普通出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）、非累積的永久優先出資（同条第四項に規定する非累積的永久優先出資をいう。第三項及び第四項において同じ。）又は適格旧資本調達手段」とする。

（意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置）

第九条　適用日から起算して十年を経過する日までの間における新告示第五条第四項及び第十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「普通出資又は非累積的永久優先出資」とあるのは、「普通出資、非累積的永久優先出資又は適格旧資本調達手段」とする。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第十条　適用日から起算して五年を経過する日までの間における新告示第五条第八項第一号及び第十四条第七項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額」とあるのは、「同条第二項第一号から第五号までに掲げる額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じて得た額」とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置）

第十一条　適用日から起算して五年を経過するまでの間における新告示第四十七条の三又は第百五十四条の三に定めるエクスポージャーのうち金庫が適用日において保有するものについての新告示第四十七条の三又は第百五十四条の三の規定の適用については、金庫がその保有を継続している場合に限り、これらの規定中「二百五十」とあるのは、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる字句とする。

適用日から起算して一年を経過する日までの期間	百
平成二十七年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	百五十
平成二十九年三月三十一日から起算して二年を経過する日までの期間	二百

2　前項の規定にかかわらず、適用日から起算して十五年を経過する日までの間における新告示第一条第七号に規定する金融機関、同条第三十六号ホに規定する銀行持株会社又は金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社が発行した適格旧資本調達手段に相当するものについての新告示第四十七条の三及び第百五十四条の三の規定の適用については、これらの規定中「二百五十」とあるのは、「百」とする。

（適用日前における金融庁長官及び厚生労働大臣の承認に係る経過措置）

第十二条　新告示第五条第十項又は第十四条第九項に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣の承認については、適用日前においても行うことができる。この場合において、その承認の効力は、適用日から生ずるものとする。

○金融庁農林水産省告示第一号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の二第一項等の規定に基づき、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号）等の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日

金融庁長官　畑中龍太郎
農林水産大臣　林　芳正

（農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部改正）

第一条　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　信用リスクの内部格付手法」を「第七節　間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特例（第百十三条の二）」に、「第百五十四条―第百五十四条の五」に、「第七章　オペレーショナル・リスク（第二百四十六条―第二百四十六条の五）」を「第六章の二　CVAリスク
第一節　算出方式（第二百四十六条の二）
第二節　標準的リスク測定方式（第二百四十六条の三）
第三節　簡便的リスク測定方式（第二百四十六条の四）
第六章の三　中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百四十七条―第二百四十七条の十七）
第七章　オペレーショナル・リスク（第二百四十八条―第二百四十八条の五）」に改める。

第一条第七号の次に次の二号を加える。

七の二　中央清算機関　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三　適格中央清算機関　組合が第二百四十六条の七第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を組合に提供している者であって、次に掲げる者をいう。

イ　金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ　商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ　外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者